

北海道室蘭栄高等学校(定時制)の部活動に係る活動方針

1 はじめに

これまで学校の部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや文化、科学などの振興を支えてきた。また、部活動における異年齢との交流は、生徒同士や教師との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高いといえる。

また、定時制の生徒においては、昼間仕事やアルバイトに従事する生徒が学校での部活動に参加することにより、仕事等への活力となることも想定される。

その反面、生徒の学校生活等への影響や安全面・健康面、指導に当たる教職員の心身の健康維持等への影響が懸念されている。

このようなことから、スポーツ庁の「[運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」及び文化庁の「[文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」が策定されるとともに、北海道教育委員会において「[道立学校に係る部活動の方針](#)」が策定されたことから、本校の部活動に係る活動方針を策定、公表することとなった。

2 部活動の目的

- (1) 部員(生徒)の心情を大切にするとともに、個々の能力や特性の伸長を図る。
- (2) 部員同士の連帯感を築き、指導者と部員相互の好ましい人間関係を保つようにする。
- (3) 部員として、自覚ある態度や礼儀等の行動が身に付けられるようにする。

3 部活動の運営及び体制

- (1) 毎年5月に開催される「北海道高等学校定時制通信制体育連盟主催」の大会への参加に向けた活動を中心とする。
- (2) 活動全般及び大会出場等に要する経費などについては、活動に対する保護者・生徒の理解を得るとともに、生徒・保護者の負担が過度とならないよう、「北海道室蘭栄高等学校定通教育振興会」・「生徒会会計」・「PTA一般会計、特別会計」よりの補助等の支援を活用する。

4 適切な休養日の設定

- (1) 学期中は、週休日(土曜日・日曜日)を休日として設定する。
- (2) 定期考査前1週間は、部活動は行わず、生徒の学習時間の確保を図る。
- (3) 長期休業中は、学期中に準じるとともに、長期休養(オフシーズン)を設定する。
- (4) 1日の活動時間は、授業終了から生徒下校時刻(21:50)までの「1時間程度」を基本とする。
- (5) (1)～(4)により、年間73日以上休養日を設定する。

5 適切な運営のための体制整備

校長は、学校教育目標を踏まえ、「[道立学校に係る部活動の方針](#)」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、部活動に係る相談・要望の窓口を教頭とし、学校のホームページへの掲載等により公表する。

- (1) 部活動顧問は、「3 部活動の運営及び体制」に基づき活動する。
- (2) 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- (3) 校長は、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- (4) 校長は、本方針の「4 適切な休養日の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等(地域からの要請により参加する地域の行事・催し物等を含む)の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。
- (5) 校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

令和2年4月7日 策定